

議案第 41 号

橋本市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市準用河川の流水占有料等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市準用河川の流水占有料等に関する条例(平成180年橋本市条例第208号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分分は、次の表の中下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第2(第3条関係)	種別	占有物件	別表第2(第3条関係)
略	略	略	略
備考	1~4 略	備考	1~4 略
5	<p>占用の期間が1月に満たない占有物件に係る占有料の額は、この表に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。</p>	単位	単位
		略	略
			年額
			略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。